

議案第9号

南風原町行政不服審査会条例

南風原町行政不服審査会条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、南風原町行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

南風原町行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第81条第1項の機関の名称は、南風原町行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人で組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、この職務を代表する。

(専門委員)

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る該当専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 審査会は、必要がある時は、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 第4条第5項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、3人の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、会議を開かなければ審査請求人の権利利益の救済を図ることに著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。